

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	市民活躍課	令和8年度 長市活第26号	令和8年度自治振興事業委託		長浜市内	各自治会との連絡調整等にかかる業務
	令和8年4月1日 から	令和8年4月1日	1,458,000円	長浜市連合自治会	市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図り、自治会長相互の連絡協調と親睦を図り、円滑な職務遂行に努めること、また、市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めることを目的として組織された長浜市連合自治会に、市政事務の一部を委託することにより、各自治会組織（住民組織）に対し、きめ細かな活動（サービス）を行うことができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和9年3月31日 まで					
2	市民活躍課	令和8年度 長市活第231号	令和8年度防犯事務一部委託		長浜市内	地域安全長浜市民大会の開催等、地域安全思想の普及及び啓発に関する業務
	令和8年4月1日 から	令和8年4月1日	2,184,000円	長浜市防犯自治会	市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図り、自治会長相互の連絡協調と親睦を図り、円滑な職務遂行に努めること、また、市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めることを目的として組織された長浜市連合自治会に、市政事務の一部を委託することにより、各自治会組織（住民組織）に対し、きめ細かな活動（サービス）を行うことができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和9年3月31日 まで					
3	市民活躍課	令和8年度 長市活第83号	長浜市地域おこし協力隊活動業務委託		長浜市内	本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。
	令和8年4月1日 から	令和8年4月1日	1,166,667円	辻本果歩	本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和8年10月31日 まで					

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
4	市民活躍課	令和8年度 長市活第129号	長浜市地域活力プランナー設置業務（長浜地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,836,000円	長浜まちなか地域づくり連合会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	市民活躍課	令和8年度 長市活第64号	長浜市地域活力プランナー設置業務（六荘地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,836,000円	六荘地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	市民活躍課	令和8年度 長市活第41号	長浜市地域活力プランナー設置業務（南郷里地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,836,000円	南郷里地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	市民活躍課	令和8年度 長市活第31号	長浜市地域活力プランナー設置業務（神照地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,836,000円	神照地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
8	市民活躍課	令和8年度 長市活第33号	長浜市地域活力プランナー設置業務（北郷里地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,560,000円	北郷里連合地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	市民活躍課	令和8年度 長市活第42号	長浜市地域活力プランナー設置業務（西黒田地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,422,000円	西黒田ふるさと振興会議	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	市民活躍課	令和8年度 長市活第32号	長浜市地域活力プランナー設置業務（神田地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,284,000円	神田地区まちづくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	市民活躍課	令和8年度 長市活第195号	長浜市地域活力プランナー設置業務（湯田地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,698,000円	浅井湯田地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
12	市民活躍課	令和8年度 長市活第63号	長浜市地域活力プランナー設置業務（下草野地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,422,000円	下草野地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	市民活躍課	令和8年度 長市活第62号	長浜市地域活力プランナー設置業務（びわ地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,698,000円	びわ地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	市民活躍課	令和8年度 長市活第39号	長浜市地域活力プランナー設置業務（虎姫地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,698,000円	虎姫地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	市民活躍課	令和8年度 長市活第22号	長浜市地域活力プランナー設置業務（速水地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,560,000円	こほく地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
16	市民活躍課	令和8年度 長市活第40号	長浜市地域活力プランナー設置業務（高月地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,698,000円	高月地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	市民活躍課	令和8年度 長市活第130号	長浜市地域活力プランナー設置業務（高時地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,284,000円	高時地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
18	市民活躍課	令和8年度 長市活第384号	長浜市地域活力プランナー設置業務（木之本地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年7月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年7月1日	1,170,000円	木之本地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	市民活躍課	令和8年度 長市活第60号	長浜市地域活力プランナー設置業務（余呉地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,560,000円	余呉地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
20	市民活躍課	令和 8 年度 長市活第61号	長浜市地域活力プランナー設置業務（西浅井地域）		長浜市内	地域活力プランナーの設置にかかる業務。
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,560,000円	西浅井地区地域づくり協議会	本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第 9 条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号